

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正の概要 ①

改正の趣旨

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)について、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)
政令	<ul style="list-style-type: none">◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加<ul style="list-style-type: none">➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け◆ 名称等を表示すべき有害物として追加◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等
省令	<ul style="list-style-type: none">◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「特定第2類物質」に追加特化則の適用となる業務を、「成形・加工・包装の業務」に限定<ul style="list-style-type: none">➢ 局所排気装置の設置、容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任◆ 特殊健康診断(配置転換後のものを含む。)の項目を設定◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) 等

施行期日等

- ・ 平成26年8月20日政令公布、8月25日省令公布
- ・ 平成26年11月1日施行 ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正の概要②

改正の趣旨

発がんのおそれのある有機溶剤について、化学物質のリスク評価検討会において、検討を行ったところ、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、これらの物質を製造または使用して行う有機溶剤業務を対象として、記録の保存期間の延長等の措置を講じる必要があるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン
政令	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加 (※これに伴い、有機溶剤から削除。) <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け ◆ ジクロロメタンについて、配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等 <ul style="list-style-type: none"> (※) 名称等を表示する義務については、現行、すでに対象となっている。
省令	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「特別有機溶剤等(旧エチルベンゼン等)」に追加特化則の適用となる業務を、「有機溶剤業務」に限定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 容器の使用、有機則に準じた措置等の義務付け、緊急時の医師による診察・処置 ◆ 作業主任者は、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断(ジクロロメタンについては配置転換後のものを含む。)の項目を設定(※) ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) 等

(※)ジクロロメタンについては、配置転換後の特殊健康診断も含め、発がん性に着目した健康診断項目を設定。その他の9物質については、現行の有機則と概ね同様の項目について、常時従事する労働者に対する健康診断の項目を設定。

施行期日等

- ・ 平成26年8月20日政令公布、8月25日省令公布
- ・ 平成26年11月1日施行 ※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。